

# 愛媛県報

発 行 **愛 媛 県** 

第2802号

平成28年8月26日金曜日 第2802号

$\Diamond$	目	次	<b>\</b>
	告	示	

н 2			
落札者等の告示		(情報正	坟策課) 640
知事指定薬物の指定		(薬務律	5生課) 640
指定自立支援医療機関の指定		(障がい	量祉課) 641
登録研修機関の登録		( 長寿が	↑護課) 641
大規模小売店舗の新設の届出の概要等		(経営3	え援課) 641
大規模小売店舗の変更の届出の概要等(6件)		(	) 642
肥料の登録(2件)		(農産園	引芸課) 645
肥料登録有効期間の更新(4件)		(	) 645
指定居宅サービス事業者の指定	(中 <del>-</del>	予地方局地域社	孟祉課) 646
指定介護予防サービス事業者の指定	(	"	) 646
指定居宅サービス事業の廃止	(	"	) 646
指定介護予防サービス事業の廃止	(	"	) 647
道路の区域変更(県道節安下鍵山線)		(南予地方局管	寶理課) 647
道路の供用開始 ( " )		( "	) 647
道路の区域変更(県道大洲野村線)	(南予地)	方局大洲土木	耳務所) 647
道路の区域変更(県道坊屋敷小田線)	(	"	) 648
道路の供用開始 ( " )	(	"	) 648
公告			
特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告	(男	女参画・県民族	A働課) 648
技能検定の合格者		( 労政履	≩用課) 648
人事委員会規則		( ) ) )	2713#PN 7 111 2 12
不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則		(人事委員会	≨務局) 650
選挙管理委員会告示			
個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正		(選挙管理委	<b>を員会) 651</b>

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

# ○愛媛県告示第954号

次のとおり落札者を決定した。 平成28年8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続き	入札公告日
愛媛県自治体情報セキュリティクラ ウド構築業務の委託 一式	愛媛県企画振興部 政策企画局情報政 策課 愛媛県松山市一番 町四丁目4番地2	平成28年8月5日	株式会社STNet 香川県高松市春日町17 35番地3	767 880円	一般競争入札	平成28年 6 月21日

# ○愛媛県告示第955号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年愛媛県条例第53号)第11条第1項の規定に基づき、次の薬物を知事指定薬物として指定する。

平成28年 8 月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 薬物の名称
- (1) エチル= 2 [1 (4 フルオロベンジル) 1H イン ダゾール 3 カルボキサミド] 3 メチルプタノアート

(通称名EMB FUBINACA)及びその塩類

- (2) N (1 アミノ 1 オキソ 3 フェニルプロパン 2 イル) 1 (シクロヘキシルメチル) 1 H インダゾール 3 カルボキサミド(通称名APP CHMINACA、PX 3)及びその塩類
- (3) 3 メトキシ 2 (メチルアミノ) 1 (4 メチルフ ェニル)プロパン 1 オン(通称名Mexedrone、4 MMC

OMe) 及びその塩類

- (4) 前各号に掲げる物を含有する物
- 2 指定の理由

条例第2条第7号の薬物のうち、県の区域内において濫用されるおそれがあると認めるため。

3 効力発生の日 平成28年 8 月27日

#### ○愛媛県告示第956号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成28年8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする 医療の種類	指定年月日
木屋薬局	八幡浜市1526	久世 和孝	薬局(育成医療・ 更生医療)	平成28年 8月1日
みゆき薬局	宇和島市御幸町2丁目1-13	愛ファーマシー株式会社	薬局(育成医療・ 更生医療)	平成28年 8月1日

#### ○愛媛県告示第957号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第4条第2項の規定により、次のとおり登録研修機関の登録をした。 平成28年8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録を受けた者の名称	<sup>かくたの</sup> 喀痰吸引等研修の業務を行う事業所					登録年月日	<sup>かくたん</sup> 喀痰吸引等研修の課程	
豆球を支げた白の石が	名	称	所	在	地	豆球牛月口	哈灰吸引寺伽修の味住	
株式会社プレゼンス・メディ カル	株式会社プレセカル	ヹンス・メディ	神奈川県横 3 - 19 - 5 ービル7F ESILI	新横浜 EAP	第二センタ オフィス R	平成28年 8 月16日	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)別表第1第1号の基本研修及び同表第2号の実地研修並びに別表第2第1号の基本研修及び同表第2号の実地研修	
ほけんし株式会社	ほけんし株式会	· <b>☆</b> 社	東京都台東 9 M I ビル	区元浅 1 F	草3 - 19 -	平成28年 8 月16日	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)別表第1第1号の基本研修及び同表第2号の実地研修並びに別表第2第1号の基本研修及び同表第2号の実地研修	

#### ○愛媛県告示第958号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に 基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに東温市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成28年8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称)ドラッグコスモス東温店 東温市野田2丁目104-1、104-3、105-1、106-1、10 7-1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては代表者の氏名

オリックス株式会社

東京都港区浜松町2丁目4番1号

## 取締役兼代表執行役 井上 亮

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

代表取締役 宇野 正晃 (4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成29年4月6日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1 410 3平方メートル

- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - ア 駐車場の収容台数47台
  - イ 駐輪場の収容台数 20台
  - ウ 荷さばき施設の面積 27平方メートル
  - エ 廃棄物等の保管施設の容量

9立方メートル

- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉 店時刻

開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前9時30分から午後10時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2 箇所

- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前 6 時から午後10時まで
- 2 届出年月日

平成28年8月5日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域

の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに東温市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
  - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - イ 当該大規模小売店舗の名称
  - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活 環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

#### ○愛媛県告示第959号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成28年8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変更前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届出年月日
ケーズデンキ今治店	今治市中寺字久信27 0番地 1 外	大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名	株式会社ビッグ・エ ス	株式会社ビッグ・エス	平成28年 6 月17日	平成28年 7月27日
		大規模小売店舗において小売 業を行う者の代表者の氏名	代表取締役 大坂 尚登	代表取締役 岡田 達也		

#### 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支 局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
  - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - イ 当該大規模小売店舗の名称
  - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

# ○愛媛県告示第960号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成28年8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の年月日	届出年月日
ケーズデンキ新居浜店	新居浜市東田 3 丁目 乙11番25 外	大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名	株式会社ビッグ・エス	株式会社ビッグ・エス	平成28年 6月17日	平成28年 7月27日
		大規模小売店舗において小売 業を行う者の代表者の氏名	代表取締役   大坂   尚登	代表取締役 岡田 達也		

#### 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
  - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - イ 当該大規模小売店舗の名称
  - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

# ○愛媛県告示第961号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の 日から4月間縦覧に供する。

平成28年8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の年月日	届出年月日
ケーズデンキ東予店	西条市周布700番 1	大規模小売店舗の名称及び所 在地	ケーズデンキ東予パ ワフル館 西条市周布697番 1 外	ケーズデンキ東予店 西条市周布700番 1	平成22年 11月25日	平成28年 7月27日
		大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名	株式会社ビッグ・エス ス 代表取締役 大坂 尚登	株式会社ビッグ・エス ス 代表取締役 岡田 達也	平成28年 6月17日	
		大規模小売店舗において小売	株式会社ビッグ・エ ス 代表取締役 大坂 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	株式会社ビッグ・エス 代表取締役 大坂 尚登 香川県高松市多肥上 町1210番地	平成20年 6 月23日	
		業を行う者の代表者の氏名及び住所	株式会社ビッグ・エス 代表取締役 大坂 尚登 香川県高松市多肥上町1210番地	株式会社ビッグ・エス 代表取締役 岡田 達也 香川県高松市多肥上町1210番地	平成28年 6 月17日	

# 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
  - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - イ 当該大規模小売店舗の名称
  - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

## ○愛媛県告示第962号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の 日から4月間縦覧に供する。

平成28年8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変更の年月日	届出年月日
NECAP松山複合商業 施設	松山市問屋町163番	   大規模小売店舗の名称 	(仮称)NECAP 松山複合商業施設	NECAP松山複合 商業施設	平成28年 3月24日	平成28年 7月27日
		大規模小売店舗において小売 業を行う者の代表者の氏名	株式会社ビッグ・エ ス 代表取締役 大坂 尚登	株式会社ビッグ・エス 代表取締役 岡田 達也	平成28年 6月17日	

# 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
  - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - イ 当該大規模小売店舗の名称
  - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

## ○愛媛県告示第963号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成28年8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

# 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変更前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届出年月日
ケーズデンキ宇和島店・ ドラッグコスモス宇和島 北店	宇和島市伊吹町字小 倉甲1390番地 1 外	大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名	株式会社ビッグ・エス	株式会社ビッグ・エス	平成28年 6月17日	平成28年 7月27日
		大規模小売店舗において小売 業を行う者の代表者の氏名	代表取締役 大坂 尚登	代表取締役 岡田 達也		

#### 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
  - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - イ 当該大規模小売店舗の名称
  - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

## ○愛媛県告示第964号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成28年8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変更の年月日	届出年月日
ケーズデンキ大洲店	大洲市若宮1420番 2 号 外	大規模小売店舗の名称	(仮称)ケーズデン キ大洲店	ケーズデンキ大洲店	平成24年 11月22日	平成28年 7月27日
		大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名	株式会社ビッグ・エ ス	株式会社ビッグ・エ ス	平成28年 6 月17日	
		大規模小売店舗において小売 業を行う者の代表者の氏名	代表取締役 大坂 尚登	代表取締役 岡田 達也		

#### 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜 支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

#### (1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

## ○愛媛県告示第965号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第7条の規定に基づき、次のとおり肥料の登録をした。

平成28年8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録年 月日	登録 番号	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成 分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏 名又は名称及 び住所
平成28 年 8 月 8 日	愛媛県 第1288 号	炭酸カ ルシウ ム肥料	15苦土 炭酸石 灰	アルカ リ分 53.0 可溶土 15.0	その事は定のり他限項公格お	シーシーエフジャパン有限会社愛知県岡崎市市場町字東町13番地
平成28 年 8 月 8 日	愛媛県 第1289 号	炭酸力 ルシウ ム肥料	15粒状 苦土炭 酸石灰	アルカ リ分 53.0 可苦 15.0	その事は定のり他限項公格お	シーシーエフジャパン有限会社愛知県岡崎市市場町字東町13番地

#### ○愛媛県告示第966号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第7条の規定に基づき、次のとおり肥料の登録をした。

平成28年8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録年月日	登録 番号	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成 分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏 名又は名称及 び住所
平成28 年 8 月 8 日	愛媛県 第1290 号	炭酸カ ルシウ ム肥料	15苦土 炭酸石 灰	アルカ リ分 53.0 可苦土5.0 15.0	その事は定のり他限項公格お	東方工業株式会 社 佐賀県佐賀市高 木瀬東二丁目13 番10号
平成28 年 8 月 8 日	愛媛県 第1291 号	炭酸カ ルシウ ム肥料	15粒状 苦土炭 酸石灰	アルカ リ分 53.0 可苦 15.0	その事は定のり他限項公格お	東方工業株式会 社 佐賀県佐賀市高 木瀬東二丁目13 番10号

## ○愛媛県告示第967号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、 次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成28年8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録有 効期限	登録 番号	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成 分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏 名又は名称及 び住所
平成34 年 9 月 1 日	愛媛県 第1277 号	魚かす 粉末	魚かす 肥料	窒素全 量 7 5 りん 全量 7 5	該当無し	金谷和佳 愛媛県宇和島市 弁天町2丁目2 番2号

# ○愛媛県告示第968号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、

次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成28年8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録有 効期限	登録 番号	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成 分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏 名又は名称及 び住所
平成31 年9月 5日	愛媛県 第1267 号	魚廃物 加工肥 料	遊子漁 協魚加 肥料	室量 45 りか量 46	含許る成最は定のり有さ有分大、規とをれ害の量公格お	遊子漁業協同組 合 愛媛県宇和島市 遊子2548番地

#### ○愛媛県告示第969号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、 次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成28年8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録有 効期限	登録 番号	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成 分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏 名又は名称及 び住所
平成34 年9月 15日	愛媛県 第1225 号	副産石灰肥料	粒状シ ェルス ター	アルカ リ分 48.0	含有を 許さ有 る の の	株式会社研農 高知県高知市萩 町1丁目9番48 号

	最大量 及びそ の他の 制限す 項は定規 格り
--	----------------------------------------

## ○愛媛県告示第970号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、 次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成28年8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録有 効期限	登録 番号	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成 分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏 名又は名称及 び住所
平成34 年9月 15日	愛媛県 第1224 号	混合石灰肥料	くい 北 東 田石 20	アリ 45 0 45 10 0 く苦 10 0	含許る成最及の制項公格お有さ有分大び他限は定のりをれ害の量その事、規と	大日本ドロマイト鉱業株式会社 愛媛県西予市城 川町田穂1456番 地 2

## ○愛媛県告示第971号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。 平成28年8月26日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

指定居宅サービス事業者の 名 称 又 は 氏 名	指	定	居	宅	サ	– t	こス	事	業	所	指定年月日	サービスの種類	
名称又は氏名	名				称	所		在		地	11年4月日	ケーころの作業	
株式会社ヤエス	株式会社	トヤエス	、愛媛賞	常業所		愛媛県	東温市身	見奈良15	32番地		平成28年7月15日	福祉用具貸与	
株式会社ヤエス	株式会社	トヤエス	、愛媛賞	常業所		愛媛県	東温市原	見奈良15	32番地		平成28年7月15日	特定福祉用具販売	

#### ○愛媛県告示第972号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。 平成28年8月26日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

指定介護予防サービス事業者の	31 /2 /1 12 3 1/3				サ	_	Ľ	ス	ス事業所			指定年月日	サービスの種類		
名称 又 は 氏 名	名 称						所 在 地			地	拍化牛月口	リーころの作業			
株式会社ヤエス	株式会社	±ヤエ	ス愛如	爰営業	所		愛如	媛県東	温市	見奈	良1532	2番地		平成28年7月15日	介護予防福祉用具 貸与
株式会社ヤエス	株式会社	±ヤエ	ス愛如	爰営業	所		愛如	媛県東	温市	見奈	良1532	2番地		平成28年7月15日	特定介護予防福祉 用具販売

# ○愛媛県告示第973号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成28年8月26日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

技	看定居宅サービス事業者の 名 称 又 は 氏 名	指	定	居	言 宅 サ -		_	Ľ	ス事		業	所	廃止年月日	サービスの種類	
7	4 柳 乂 は 氏 名	名				称		所		在		地	2011731		
株	式会社アコンプリシー	ショート	ステイ	笑步会	伊吾	₹	愛	媛県伊	予市湊	町字本岡	订81番5	也1	平成28年7月7日	短期入所生活介護	

## ○愛媛県告示第974号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成28年8月26日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

指定介護予防サービス事業者の	指	定	介	護	予	防	Ħ	_	Ľ	ス	事	業	所	廃止年月日	サービスの種類
名称又は氏名	名					称		所		7.	主		地	<b>光</b> 工 千 万 口	ラーこへの程規
株式会社アコンプリシー	ショー	トステ	イき	笑步会	伊马	5	愛	媛県伊	予市	湊町	字本町	81番均	也1	平成28年7月7日	介護予防短期入所 生活介護

# ○愛媛県告示第975号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路	線	名	区	間	旧・新別	敷地幅	l の 員	延長	備考
県 道	66.5	安下鍵」	1,4白	北宇和郡鬼北町大字父野川上93	1番 1 地先から	IΒ	メートル 3 2~	48 2	キロメートル 0.188	
宗 追	即3	ズト蛙し	山紙	同大字1054番 2 まで		新	6.6	76 .1	0 .188	

#### ○愛媛県告示第976号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の	)種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の日
県	道	節3	安下鍵」	山線	北宇和郡鬼北町 同大字1054番 2		川上931番 1	地先から				平成28年 8 月26日

# ○愛媛県告示第977号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路(	の種類	路線名	区	間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県		大洲野村線	大洲市森山乙358番6から		旧	メートル 19 D~22 D	キロメートル 0.050	
<del>「</del>	旦	<b>八/川王『作] 緑</b>	同市森山乙359番 1 まで		新	23 0~32 0	0 ,050	

# ○愛媛県告示第978号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
	坊屋敷小田線	喜多郡内子町立石372番から	IΒ	メートル 4.0~ 8.9	キロメートル 0 .095	
宗 追	<b>划座</b>	同町立石335番まで	新	9 .6 ~ 19 .3	0 .095	

#### ○愛媛県告示第979号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供	用開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県道	坊屋敷小田線	喜多郡内子町立石3						平成28年 8 月26日

公 告

#### 〇公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成28年8月10日	NPO法人 一貫洞	矢 上 眞 理	松山市中野町甲351番地3	この法人は、地域住民に対し、多世代交流・多機能型福祉拠点としての事業を行い、地域福祉に寄与することを目的とする。

# 〇公 告

#### 技能検定の合格者について

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づき平成28年6月12日から8月13日までの間に実施した技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成28年8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

# 造園 (造園工事作業)

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	A甲 8	A甲 9	A 甲 10
A 甲 11 A 甲 20	A 甲 13 A 甲 22	A 甲 15	A 甲 16	A 甲 18	A 甲 19

# 機械加工(普通旋盤作業)

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5

# 機械加工(数値制御旋盤作業)

3級

受 検 番 号 B 1

# 機械加工 (マシニングセンタ作業)

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A甲 6
A 甲 7	A 甲 8	C 1	C 2		

# 機械検査(機械検査作業)

3級

A甲 1 A甲	2	A甲 4	A 甲 5	A 甲 7	B 1

# 電子機器組立て(電子機器組立て作業)

3級

受 検 番	号	受検	番 号	受検	番号	受 検 都	番号	受 検	番号	受 検 番	番号
A 甲 A 甲	1 7	A甲 A甲	2	A 甲 A 甲	3 9	A 甲 A 甲	4 10	A甲 A甲	5 11	A 甲 A 甲	6 12
A甲	13	A甲	14	A甲	15	A甲	16	A甲	17	A甲	18

# 建築大工(大工工事作業)

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5

# 左官(左官作業)

3級

受 検 番	香号	受 検 都	番号	受検	番号	受検	番号	受 検	番号	受 検 i	番号
A甲	1	A甲	2	A甲	3	A甲	4	A甲	5	A甲	6
A甲	7	A甲	8	A甲	9	A甲	10	A甲	11	A甲	12
A甲	13	A甲	14	A甲	15	A甲	16	A甲	17		

# 塗装(金属塗装作業)

3級

受 検 番 号 A甲 1

## フラワー装飾(フラワー装飾作業)

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A甲 5	A 甲 6
A 甲 7	A 甲 8	A 甲 9	A 甲 11	A 甲 12	A 甲 13
A 甲 14	A 甲 15	A 甲 16	A 甲 17	A 甲 18	A 甲 19
A 甲 20	A 甲 21	A 甲 22	A 甲 23	A 甲 24	A 甲 25
A 甲 26	A 甲 27				

# 人事委員会規則

# ○愛媛県人事委員会規則13 - 177

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年8月26日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

# 不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての審査請求に関する規則(愛媛県人事委員会規則13-11)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改正前
第6条 省略	第6条 省略
(審理の計画的進行)	
第6条の2 当事者及び代理人並びに委員会は、円滑かつ迅速で公	
正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するととも	
に、審理の計画的な進行を図らなければならない。	
第8条 省略	第8条 省略
(審理の終了)	
第8条の2 委員会は、必要な審理を終えたと認めるときは、審理	
を終了するものとする。	
2 前項に定めるもののほか、委員会は、次の各号のいずれかに該	
当するときは、審理を終了することができる。	
(1) 審査請求人から第48条第2項に規定する反論書が同項に規定	
する期日までに提出されない場合において、委員会が更に一定	
の期間を定めて反論書の提出を求めたにもかかわらず、当該提	
出期間内に提出されなかつたとき。_	
② 審査請求人及びその代理人が共に口頭審理の期日に正当な理	
由がなくて出席しないとき。	
3 委員会は、前2項の規定に基づき審理を終了したときは、速や	
かに、その旨を当事者に通知するものとする。	
(審査請求の取下げ)	(審査請求の取下げ)
第9条 省略	第9条 省略
2・3 省略	2 · 3 省略
4 委員会は、受理した審査請求が取り下げられたときは、その旨	
を処分者に通知するものとする。	
(委員長の指揮権)	(委員長の指揮権)
第19条 省略	第19条 省略
2 · 3 省略	2 · 3 省略

4	委	員	長は	ι,	事	案	י ס	性	質、	È	E/	Ļζ	Dί	うり	<b>σ</b>	状	態		証	人	ح	当	事	者	又	は
	代理	人	との	関	係	そ	თ <sup>,</sup>	他	の┋	事情	青に	_ ۔	Ļ١,	ງ 、	証	人	ゕ゙	当	事	者		代	理	人	又	は
	傍聴	人	の面	i前	で	陳:	述	す	るこ	_ 2	<u>L</u> 7	c آ	Εij	自を	受	ij	精	神	の	平	穏	を	著	し	<	害
	され	る	おそ	: h	ゕ゙	あ	る	ع	認	め	る	場	合	で	あ	っ	て、	. 1	相:	当	ع	認	め	る	ح	き
	は、	当	事者	Í.	代	理,	人	又	はほ	旁耳	恵ノ	Ų d	- 0	D 間	<b>∄</b> で		相	互	に	相	手	の	状	態	を	認
	識す	る	ے ک	:が	で	き	な	ι١	ょ	う	に	す	る	た	め	の :	措員	置る	き	ع	る	ے	ع	が	で	き
	る。	ے	の場	合	に	おり	١١	て	は、	<u> </u>	当事	₽ ā	旨乃	<u>ኔ</u> ፒ	ド証	人	の	意	見	を	聴	<	ŧ	の	ح	す
	る。																									

(再審の手続)

及び第5章の規定は、再審の場合について準用する。

(	重	審	$\boldsymbol{\sigma}$	壬	结	`
(	<del>173</del>	田	w	士	郑兀	

第55条 第6条の2、第7条、第8条の2から第11条まで、第4章 **第55条** 第7条、第9条 から第11条まで、第4章 及び第5章の規定は再審 の場合について準用する。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 選挙管理委員会告示

## ○愛媛県選挙管理委員会告示第53号

個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設(平成22年1月愛媛県選挙管理委員会告示第7号) の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成28年8月26日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

施設の所在地 施設の名称 定員(人) 省略 新居浜市大島交流セ 省略 ンター 新居浜市総合文化施 新居浜市坂井町二丁 706 目8番1号 設

改

施設の名称	施設の所在地	定員(人)
省略		
新居浜市大島交流セ ンター	省略	
省略		

平成28年8月26日 発行 651